

第1章 平成24年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国の農林水産業を取り巻く状況は、農業所得の減少、農林水産業就業者数の減少・高齢化、食料自給率の低下など大変厳しい状況にある。

他方、農林水産業は、食料供給のみならず、国土や自然環境の保全、集落機能の維持といった多面的機能の発揮を通じ、国民生活に不可欠な存在である。

このため、今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、健康志向など国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し、農林水産業の成長産業化を実現することが重要。

このような状況を踏まえ、省内に「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、現場の声を徹底的に吸い上げ、3つの戦略の方向について施策の具体化に取り組むこととした。

また、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染からの復旧・復興に向けて引き続き全力を挙げて取り組んだ。

2 講じた施策の重点

(1) 東日本大震災からの復旧・復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による農林水産関係被害額は2兆3,841億円（平成24年7月5日時点）に及び、我が国有数の食料供給基地である東北を中心に甚大な被害をもたらした。

発災2年目となる平成24年度においては、各府省所管の復興関係予算のうち被災地向け予算については復興庁所管の一括計上予算として東日本大震災復興特別会計に計上するなど予算の組替えが行われた。また、平成25年1月29日に開催された復興推進会議において、「集中復興期間」における復旧・復興財源がこれまでの19兆円程度から25兆円程度へと見直されることが決定した。

当省においても、平成24年4月20日に農業・農村の

復興マスタープラン（平成23年8月策定）を一部改正し、新たな水産基本計画（平成24年3月策定）とともに農地や漁港等の復旧スケジュールや各種支援策といった復興施策の基本的な考え方を明らかにし、平成23年度に引き続き、被災地からの要望等を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策に取り組んだ。また、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、農地等の除染の推進、農作物への放射性物質の吸収抑制対策や農林水産物の放射性物質の検査体制整備・支援、被災地産食品の利用・販売の推進、風評被害の払拭等に関係省庁と連携して取り組んだ。これらの施策の取組状況については、取りまとめてホームページで公表している。

(2) 攻めの農林水産業

平成25年1月29日、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中期的な展望を切り拓く観点から、省内に大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、

- ① 需要フロンティアの拡大
- ② 生産から消費までのバリューチェーンの構築
- ③ 生産現場（担い手、農地等）の強化

の3つの戦略の方向について施策の具体化に取り組むこととした。

具体的には、

- ① 日本の農林水産物・食品が評価される環境を整備し、日本の「食文化・食産業」の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進の推進
- ② 6次産業化推進のための農林漁業成長産業化支援機構の拡充・活用等による産業間の連携の更なる拡大
- ③ 各地域における農業者等の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の作成の推進や、農地集積の推進

等に取り組んだ。

また、現場の実態を踏まえた施策展開を図る観点から、省を挙げて、現場の知恵や技術を活かした取組を徹底して調査し、全国から184の先進事例を集めた。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成24年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆1,096億円となった。

また、平成24年度の農林水産省関係の財政投融資計画額は2,347億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額1,800億円となっている。

4 税制上の措置

重点政策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下の税制措置等が講じられた。

(1) 農業経営の安定化

- ア 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- イ 農林漁業用A重油に対する課税の免税・還付措置の特例の2年延長（石油石炭税）
- ウ 平成24年度以降の農地に対する負担調整措置の存続（固定資産税）
- エ 農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設（贈与税・不動産取得税）
- オ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等の特例措置の2年延長（所得税・法人税）

(2) 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- ア 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置（石油石炭税）
石油石炭税の上乗せ税率の導入と併せて、農林漁業用A重油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置を設定
- イ 再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合の固定資産税の特例措置（固定資産税）

5 農業金融

制度金融については、大規模化する担い手農業者の資金需要に対応するため、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額の引上げを行うとともに、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる場合について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じた。

また、農業信用保証保険制度を利用できる農業者等及び融資機関について、幅広く対象となるよう見直しを行い、農業振興に必要な民間資金が円滑に融通されるように措置した。

6 立法措置

第180回通常国会において、

- ・「競馬法の一部を改正する法律」
- ・「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が成立しました。

第2節 林業

1 施策の背景

我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、農林水産省では、森林・林業の再生に向けて、森林の整備・保全を図りつつ、効率のかつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

平成24（2012）年度には、前年度に改正された「森林法」が施行され、林業の生産性向上に向けて施策の集約化等を進める「森林経営計画制度」等が始まった。また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」も始まり、木質バイオマスによる発電の取組が各地で広がりつつある。さらに、我が国の森林面積の約3割を占める国有林を管理経営する国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに我が国の森林・林業の再生に貢献するため、その組織・事業の全てを一般会計に移行することなどを内容とする法改正が行われた。

一方、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、森林・林業・木材産業も東北地方を中心に大きな被害を受けた。林野庁では、震災からの復旧・復興に向けて、引き続き、津波により被災した海岸防災林の再生、放射性物質に汚染された森林の除染、きのこ原木の安定供給体制の構築等に取り組んでいる。

2 講じた施策の重点

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

長伐期林、針広混交林等の多様で健全な森林への誘導、間伐等を通じた地球温暖化防止対策、優良種苗の確保、花粉発生源対策等を推進した。また、森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等を支援するとともに、路網整備の計画的

な実施、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータについて継続的な把握等を行った。

さらに、被災した海岸防災林の復旧・再生、効果的・効率的な森林の再生のための治山対策、保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策等を推進した。

このほか、森林・林業の再生に向けた研究・技術開発、放射性物質に汚染された森林の汚染実態の把握及び林業普及指導事業による普及指導を実施するとともに、地域特産物の振興への支援、安全な特用林産物の供給のための技術の検証など山村の振興、国民参加の森林づくり、国際的な協調及び貢献に向けた施策を推進した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムを推進するための施策を実施した。

人材の育成では、森林所有者等に対し指導を行う森林総合監理士（フォレスター）、森林所有者に対し森林施業を提案する森林施業プランナー、「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を研修等により進めるとともに、林業研究グループや女性林業グループ等との交流会等を実施した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

ストックポイントの整備など地域における原木流通の促進の取組に対する支援等による安定供給体制整備、製品の安定供給に必要な加工施設への支援等による加工・流通体制の整備を進めた。

また、低コストな木造公共建築物の整備への支援、「顔の見える木材での家づくり」等地域で流通する木材を活用した地域型住宅づくりへの支援、木質バイオマス利活用施設導入への支援など木材利用の拡大を進めた。

さらに、復興に必要な木材を安定的に供給するために、搬出問伐の実施、路網や木材加工施設の整備等への支援を行うとともに、「木づかい運動」や森林づくりと一体的に行う木育など普及啓発活動を実施した。

(4) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、森林・林業基本計画等に基づき、関係施策を推進した。その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国有林が一体となって地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進した。

(5) 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化・合意形成、森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう推進するとともに、個々の森林組合がこの取組状況を確認する仕組み・ルールを検討した。

3 財政措置

(1) 財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算、東日本大震災復興特別会計予算、国有林野事業特別会計予算、森林保険特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

（単位：百万円）

区 分	24 年 度
林業関係の一般会計予算額	543,749
治山事業の推進	117,234
森林整備事業の推進	197,791
災害復旧等	23,120
保安林等整備管理	502
森林計画	942
森林の整備・保全	1,023
林業振興対策	9,028
林産物供給等振興対策	43,916
森林整備・林業等振興対策	90,382
林業試験研究及び林業普及指導	10,669
森林病虫害等防除	876
林業金融	962
国際林業協力	380
森林整備地域活動支援対策	2,530
その他	44,394
東日本大震災復興特別会計予算額	19,329
国有林野事業特別会計予算額	511,103
森林保険特別会計・歳出	4,386

注1 予算額は補正後のものである。

注2 一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注3 一般会計には、このほか「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の規定による東日本大震災からの復興関係経費（23（2011）年度236,923百万円）がある。

注4 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施

し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した集約化に必要な活動に対する経費、③国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成・確保に必要な研修等への支援、④民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費に対して地方交付税措置を講ずるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に要する経費を地方債の対象とし、当該経費に対して地方交付税措置を講じた。

このほか、⑦市町村の森林所有者情報の整備に要する経費に対して地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずるとともに、③公の施設として保全・活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

4 税制上の措置

(1) 国 税

ア 所得税については、「森林法」(昭和26年法律第249号)の改正に伴い、山林所得に係る森林計画特別控除の対象者を森林経営計画の認定を受けた者とし、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10%に引き下げた上で、その適用期限を3年延長することとした。

イ 所得税・法人税に共通するものとしては、林業者等にも適用される中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長することとした。

ウ 相続税については、林業経営相続人が森林経営計画(市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたものに限る。)が定められている山林(立木及び林地)について、被相続人から相続又は遺贈により一括して取得し、計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その山林(一定のものに限る。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置を講ずることとした。

また、森林法の一部改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置を講ずることとした。

エ 石油石炭税については、林業に利用される軽油について「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についてのみ、平成26(2014)年3月31日までの間、還付措置を設けることとした。

(2) 地 方 税

ア 林業者等に対する軽油引取税については、課税免除措置の適用期限を3年延長することとした。

イ 再生可能エネルギー発電施設(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を新たに導入した場合の固定資産税については、課税標準を最初の3年間、取得価格の3分の2とする特例措置を2年間講ずることとした。

5 林 業 金 融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金の貸付計画額を229億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

また、木材価格下落により影響を受けた林業者等に対する利子助成及び無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

林業者・木材産業事業者の経営改善等のため、無利子資金である林業・木材産業改善資金の貸付けを行う都道府県に対し、資金の造成に必要な経費について助成した。

その貸付枠は、100億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

(5) 林業就業促進資金制度

林業労働力確保支援センターが、都道府県から資金を借り受けて、新規林業就業者や認定事業主に就業の準備、研修の受講に必要な資金の貸付けを行っている場合に、都道府県に対し、当該資金の造成に必要な経費について助成した。

その貸付枠は、5億円とした。

6 立法措置

第183回通常国会に、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32(2020)年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を提出した。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、東日本大震災からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日決定)や「水産復興マスタープラン」(平成23年6月28日策定)等で示した水産復興の方針を水産基本計画に位置付けることにより東日本大震災の復興を政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。また、力強い水産業を確立するた

め、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

政府は、平成24年3月に閣議決定した水産基本計画に基づき、国民への水産物の安定供給の確保と、これを支える力強い水産業及び豊かで活力ある漁村の確立を図るため、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現する資源管理・漁業所得補償対策をはじめとした施策を推進した。また、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組んだ。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

平成24年度

項目	通常分	復旧・復興対策分	合計
合計	262,750	80,992	343,741
非公共(計)	139,776	48,328	188,104
公共(計)	122,974	32,664	155,638
一般公共	118,130	24,967	143,097
水産基盤整備	117,440	24,967	142,407
漁港海岸	690	0	690
災害復旧	4,844	7,697	12,541

注：1) 通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。

2) 金額は補正後予算額である。

3) 復旧・復興対策分は、復興庁に計上。

4) 上記のほか、地域自主戦略交付金を内閣府に、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

4 税制上の措置

重点政策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

所得税及び法人税に共通するものについては、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額

控除について、その適用期限を2年間延長した。石油石炭税については、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置について、その適用期限を2年間延長した。また、地球温暖化対策のための課税の特例として漁業用軽油の石油石炭税に上乗せされる税率の還付措置について、その制度を創設（平成26年3月末まで適用）した。軽油引取税については、漁船の動力源に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置について、その適用期限を3年間延長した。

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、平成23年度に引き続き、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。

6 立法措置

第183回国会（通常国会）において、近年の水産加工業をめぐる厳しい状況に対応し、水産加工業者に対する融資業務を継続することを目的とした「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律」が成立した。